

【件名】

中野区重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

社会福祉法の改正により令和 3 年に創設された重層的支援体制整備事業について、中野区では令和 4 年度に既存事業を整理して重層的支援体制整備事業と位置づけた。今後、計画的に体制整備を推進するため、重層的支援体制整備実施計画を策定したので、報告する。

1 重層的支援体制整備事業実施計画の概要

（1）目的

本計画は、社会福祉法により創設された重層的支援体制整備事業を計画的に推進するため、その体制整備の方針と取組の方向性を示すものである。

（2）法的根拠

社会福祉法第 106 条の 5

（3）計画の位置づけ

上位計画である「中野区基本計画（2026～2030 年度）」及び「中野区地域福祉計画（2024～2028 年度）」等と整合性を図りつつ、各個別計画の推進を支える体制整備計画として位置づけるものである。

（4）計画期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 3 年間

2 案からの変更点

なし

3 中野区重層的支援体制整備事業実施計画

第 I 章 重層的支援体制整備事業実施計画について

第 II 章 重層的支援体制整備事業の概要

第 III 章 重層的支援体制整備事業の各事業の体制

第 IV 章 計画の評価について